

(仮称) 杵島地域汚泥再生処理センター整備事業

入札説明書

平成 31 年 3 月

杵東地区衛生処理場組合

目 次

はじめに

第1章 整備事業の概要	1
第1節 事業者	1
第2節 工事名	1
第3節 工事場所	1
第4節 敷地面積	1
第5節 工事場所の立地条件	1
第6節 工期	1
第7節 計画施設の種類	1
第8節 計画施設の概要	2
第9節 工事範囲	2
第10節 落札者の決定方法	2
第2章 公告から契約までのスケジュール	3
第1節 スケジュール	3
第2節 審査の流れ	4
第3章 入札参加者に関する条件	5
第1節 入札参加者の備えるべき参加資格要件	5
第2節 応募に関する留意事項	6
第3節 入札に関する手続き	7
第4章 建設工事の条件等	15
第1節 工事提案に関する条件	15
第2節 予測されるリスクの責任分担	15
第3節 第三者賠償保険への加入	15
第4節 工事再委託の禁止	15
第5章 提出書類の審査と落札者の決定	16
第1節 総合評価競争入札審査委員会の設置	16
第2節 審査及び落札者の決定	16
第6章 契約の締結	16
第7章 事務局	16

はじめに

杵東地区衛生処理場組合(以下「本組合」という。)が管理・運営しているし尿処理施設「杵東地区衛生処理場組合杵東地区環境センター」(以下「現施設」という。)は、昭和 57～59 年度に建設された計画処理量 100kL/日のし尿処理施設で、昭和 59 年 12 月に供用開始した。その後、平成 4 年 3 月に予備貯留槽の設置、平成 9 年 3 月に夾雑物除去装置、脱水装置の更新、平成 24 年 4 月に焼却炉休止に伴うし渣及び汚泥の搬出ルート改造などを行い、し尿等の適正処理の維持に努めてきたところであるが、供用から 34 年が経過しようとしており、施設の老朽化の進行状況やし尿処理施設の一般的な耐用年数を勘案すると、施設の更新を速やかに行うことが必要となった。

以上のような背景のもと、本組合は、し尿等の適正処理の安定的な維持と循環型社会形成のさらなる推進を目指すため、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」の交付を受けて、し尿・浄化槽汚泥及びその他の有機性廃棄物(集落排水汚泥)を併せて処理するとともに資源を回収する汚泥再生処理センター(以下「計画施設」という。)を整備することとした。

汚泥再生処理センターは、プラントメーカー各社の技術的なノウハウで構成された施設であり、発注にあたっては性能発注方式が採用されていること、環境省においては、近年、新しい技術やノウハウといった価格以外の要素が大きい廃棄物処理施設の発注については、総合評価落札方式を導入し、価格以外の技術的な要素も考慮した上で落札者を決定することを推奨していることから、本組合では、汚泥再生処理センター整備事業の業者選定にあたり、総合評価落札方式を導入するものとした。

この入札説明書は、汚泥再生処理センターの整備事業の概要、公告から契約までのスケジュール、入札参加者の資格要件及び建設工事の条件等について示したものであり、本整備事業の入札に参加を希望する者は、本入札説明書の内容を踏まえて、入札参加資格確認申請書及び技術提案書等の作成を行い提出するものとする。

また、(仮称)杵島地域汚泥再生処理センター整備事業発注仕様書(以下「発注仕様書」という。)、(仮称)杵島地域汚泥再生処理センター整備事業落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)及び(仮称)杵島地域汚泥再生処理センター整備事業様式集(以下「様式集」という。)も本書と一体のものであり(これらの資料を「入札説明書類」という。)、提出資料の作成にあたっては本書を精読の上、遺漏のないよう留意すること。

第1章 整備事業の概要

第1節 事業者

杵東地区衛生処理場組合

第2節 工事名

(仮称) 杵島地域汚泥再生処理センター整備事業

第3節 工事場所

佐賀県杵島郡大町町大字福母地内（杵東地区環境センター現敷地内及び隣接地）

第4節 敷地面積

約 10,600 m²

第5節 工事場所の立地条件

工事場所の立地条件を以下に示す。

項 目		内 容
周辺状況		計画施設の工事場所は、現施設の隣接地である。 同場所は、東側に住宅地が面しており、西側には六角川に接続されている水路が流れている。 施設計画にあたっては、住宅地に対する環境汚染(臭気等)対策や水路が増水したときの対策等に十分配慮する必要がある。 計画施設の処理水は、現施設の放流ルートを使用し、六角川へ放流する計画である。
都市計画事項等	用途地域	指定なし
	防火地域	指定なし
	高度地区	指定なし
	建ぺい率	60%
	容積率	200%

第6節 工期

平成 31 年度～平成 34 年度予定（4 ヶ年継続事業）

1 着工予定 : 平成 31 年 9 月(本契約の締結日から)

2 竣工予定 : 平成 35 年 3 月 17 日

ただし、計画施設（汚泥再生処理棟）供用開始：平成 34 年 3 月 15 日とする。

第7節 計画施設の種類

有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)

第8節 計画施設の概要

計画施設の概要を以下に示す。

1 汚泥再生処理棟

項目	水処理	資源化処理
計画処理量	し尿： 47kL/日 浄化槽汚泥： 28kL/日 75kL/日	資源化方式は、リン回収とする。
処理方式	生物学的脱窒素処理方式＋高度処理	リン回収
処理性能	【処理水質】 pH 5.8～8.6 BOD 10mg/L 以下 COD 20mg/L 以下 SS 10mg/L 以下 T-N 10mg/L 以下 T-P 1mg/L 以下 色度 30 度 以下 大腸菌群数 3,000 個/mL 以下	【リン回収】 ① HAP は、副産リン酸肥料として、く溶性リン酸の成分が 15% 以上、かつ有害成分の規制を満足すること。 ② MAP は、化成肥料として、リン酸と窒素の成分が各々 1% 以上で、かつ合計量が 10% 以上であること。さらに、有害成分の規制を満足すること。

2 管理棟

施設構成	汚泥再生処理棟と別棟とし、玄関、事務室、会議室、書庫、便所、湯沸室、更衣室、浴室、洗濯乾燥室等を設ける。
------	--

第9節 工事範囲

整備事業の範囲を以下に示す。なお、詳細については、発注仕様書に示すとおりである。

- 1 汚泥再生処理棟、管理棟及び付帯設備等の実施設計及び詳細設計
- 2 建築確認申請等の各種許認可申請代行
- 3 交付金申請手続に関する資料の作成
- 4 施設設置届等に関する資料の作成
- 5 汚泥再生処理棟、管理棟及び付帯設備等の整備事業の施工及び施工管理
- 6 計画施設の試運転及び運転指導
- 7 計画施設の性能確認及び引渡し
- 8 予備品、消耗品の納入
- 9 かし担保期間中のかしの改善、補修
- 10 既存施設の解体
- 11 本組合が行う近隣対応への協力

第10節 落札者の決定方法

本事業の落札者は、「落札者決定基準」に基づいて、「（仮称）杵島地域汚泥再生処理センター整備事業総合評価競争入札審査委員会」が総合評価を行い決定する。

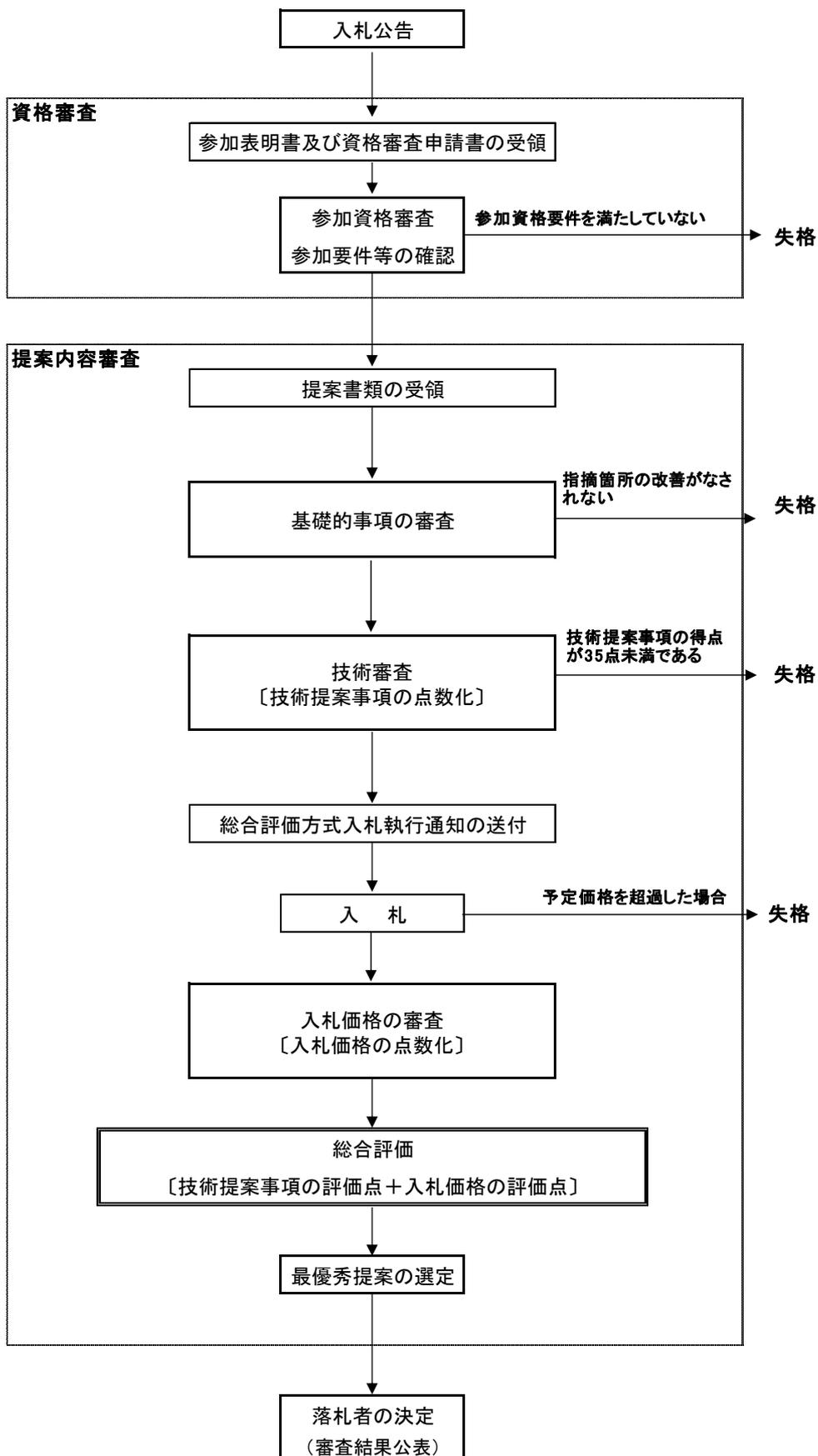
第2章 公告から契約までのスケジュール

第1節 スケジュール

整備事業に係る公告から契約までのスケジュールを以下に示す。

日 程	内 容
平成31年3月25日(月)	入札公告
平成31年3月25日(月) ～ 3月29日(金)	入札説明書類(入札説明書、発注仕様書、落札者決定基準、様式集等)の配布
平成31年3月26日(火) ～ 4月1日(月)	【第1回質疑受付】 入札説明書及び様式1,2に関するもの
平成31年4月4日(木)まで	【第1回質疑回答】 入札説明書等に関するもの
平成31年4月9日(火)まで	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出期限
平成31年4月10日(水) ～ 4月12日(金)	入札参加資格の審査
平成31年4月12日(金)まで	参加資格決定通知の送付
平成31年4月15日(月) ～ 4月16日(火)	参考資料閲覧及び現場確認申込書の受付
平成31年4月17日(水) ～ 4月19日(金)	参考資料閲覧及び現場確認の期間
平成31年4月15日(月) ～ 4月22日(月)	【第2回質疑受付】 発注仕様書、落札者決定基準及び様式3～9に関するもの
平成31年4月26日(金)	【第2回質疑回答】 発注仕様書等に関するもの
平成31年5月31日(金)	技術提案書類提出期限
平成31年6月25日(火)まで	技術提案書是正指示
平成31年7月10日(水)まで	是正技術提案書提出期限
平成31年7月25日(木)	技術ヒアリング 技術評価
平成31年7月26日(金)	入札執行通知の送付 (技術審査合格者に対して、入札執行通知書をもって通知する)
平成31年8月5日(月)	入札
平成31年8月5日(月)	入札結果報告、審査講評
平成31年8月中旬	仮契約締結
平成31年8月下旬から9月上旬	議会の議決・本契約の締結

第2節 審査の流れ



第3章 入札参加者に関する条件

第1節 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成

入札参加者は、単独の企業とする。

2 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、公告から契約締結までの期間中において、以下に掲げる要件をすべて備えていること。

(1) 許可区分

建設業法第 15 条の規定に基づく清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を得ている者であること。(原則として 5 年以上施工実績のあること。)

(2) 経営事項審査

入札公告の前日における建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合評価点数(P点)が、1,000 点以上であること。

(3) 施工実績

平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間に、地方公共団体若しくは一部事務組合が発注した汚泥再生処理センターの建設工事(各省庁による交付金又は補助金の交付対象となったものに限る。)で、下記内容の新設工事を元請(共同企業体の場合は代表者に限る。)として竣工した実績を 1 件以上有すること。

- ① 汚泥再生処理センターの建設工事で、処理方式が標準脱窒素処理方式、高負荷脱窒素処理方式又は膜分離高負荷脱窒素処理方式のいずれかのもので、且つ資源化方式としてリン回収を採用しているもの。

(4) 配置予定技術者

汚泥再生処理センター建設工事(処理方式は、標準脱窒素処理方式、高負荷脱窒素処理方式または、膜分離高負荷脱窒素処理方式のいずれかとする。)の経験を有する監理技術者又は主任技術者等(現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請け業者を指導する立場にあったと認められるときを含む)の技術者としてコリンズ登録されている者(以下、「監理技術者等」という。)を本事業に専任で 1 名以上配置できること。また、設計期間及び工場製作期間と現場工事期間が完全に分離できる場合は、監理技術者等の配置を設計期間及び工場製作期間と現場工事期間とでわけて配置できる。

なお、配置する監理技術者等については、以下の要件を全て満足していること。

- ① 清掃施設工事について、建設業法第 7 条 2 号イまたはロまたはハに該当する者であること。
- ② 清掃施設工事の監理技術者資格者証及び監理技術者修了証を有する者であること。
- ③ 入札参加希望者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。
(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請書の提出期限より前に 3 箇月以上の雇用期間を有することをいう)

(5) その他

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 本組合の平成30・31年度杵東地区衛生処理場組合建設工事入札参加資格者名簿に

「建設工事」の登録がされている者であること。

- ③ 会社更生法又は民事再生法に基づき、更正手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者(競争入札参加資格再認定又は再生計画の認可決定を受けた者を除く。)であること。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でない者であること。
- ⑤ 不渡手形又は不渡小切手を発行し銀行当座取引停止を受ける等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- ⑥ 国、佐賀県から指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑦ その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者であること。
- ⑧ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - イ 同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- ⑨ 上記⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではないこと。
- ⑩ 大町町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- ⑪ 平成 30 年 9 月 27 日の「見積提案者募集の実施について」に対して、見積設計図及び見積書を本組合に提出した者であること

第 2 節 応募に関する留意事項

- 1 入札説明書類の承諾
入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- 2 費用負担
応募から契約締結に必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。
- 3 予定価格
3,564,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※上記の金額は、8%の消費税及び地方消費税を含めた金額であり、仮契約締結時においては、その時点で適用されている消費税及び地方消費税の税率で契約を行うものであることに留意すること。
- 4 入札保証金及び契約保証金

本組合の財務規則による。

5 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

6 著作権

入札説明書類に基づき、入札参加者が提出する書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本組合が入札参加者の承諾を得た場合には、入札説明書類に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

7 提出書類の取扱い

提出された書類については、原則として変更することができないものとし、返却しないものとする。また、提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、失格とする。

8 入札説明書類の取扱い

本組合が提供する入札説明書及びこの関係資料は、応募の目的以外で使用してはならない。また、応募の目的の範囲内であっても、本組合の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示してはならない。

9 入札延期等

本組合が必要と認めたときは、入札を延期または中止することがある。このことで、入札参加者に不利益が生じても、本組合はその責を負わないものとする。

10 その他

(1) 入札説明書類に定めるもののほか、入札にあたって入札参加者に周知させる必要事項が生じた場合は、適宜、通知するものとする。

(2) 本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(3) 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 著しく信義に反する行為をした場合
- ④ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- ⑤ 規定する書類が提出期限内に提出されない場合
- ⑥ 技術提案書類の不備・不足が是正されない場合
- ⑦ 入札金額が予定価格を超えた場合
- ⑧ その他、杵東地区衛生処理場組合契約規則、入札説明書類の規定に違反する事項が認められた場合

第3節 入札に関する手続き

1 入札説明書類の構成

入札説明書類は、次の①～④により構成される。これらの書類は入札書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

- ① 入札説明書
- ② 落札者決定基準
- ③ 発注仕様書

- ④ 様式集
- 2 入札説明書類の配布等
 - 入札説明書類の配布等を次のとおり行う。
 - ① 配布日：平成 31 年 3 月 25 日(月)から平成 31 年 3 月 29 日(金)まで
 - ただし、大町町の休日を定める条例（平成元年 12 月 26 日条例第 30 号 改正平成 4 年 6 月 30 日条例第 16 号）に規定する休日を除く(以降、本入札説明書において、期間の記載があるものは同様の扱いとする。)ものとする。
 - ② 配布場所：本組合事務局
 - ③ 配布資料：入札説明書、発注仕様書、落札者決定基準、様式集
- 3 入札説明書類に関する質疑の受付
 - 入札説明書類の内容等に関する質疑を以下のとおり受け付ける。
 - (1) 受付期間
 - ① 第 1 回：入札説明書及び様式集(様式 1、2)に関するもの
 - 平成 31 年 3 月 26 日(火)午前 9 時から平成 31 年 4 月 1 日(月)午後 3 時までとする。
 - ② 第 2 回：発注仕様書、落札者決定基準、様式集(様式 3~9)に関するもの
 - 平成 31 年 4 月 15 日(月)午前 9 時から平成 31 年 4 月 22 日(月)午後 3 時までとする。
 - (2) 質疑方法
 - 入札説明書類に質疑がある者は、様式 1-6(第 1 回目用)又は様式 1-7(第 2 回目用)〔Excel 形式〕の質疑書に質疑の内容を記入して電子メールで送信し、電話にて到着確認をすること。また、後日質疑書の原本を郵送すること。なお、その他の方法による質疑は受け付けない。
 - (3) 提出先
 - 質疑の提出先は、第 1 回目、第 2 回目とも本組合事務局とする。
- 4 入札説明書類の質疑に対する回答
 - (1) 回答日
 - ① 第 1 回：平成 31 年 4 月 4 日(木)まで
 - ② 第 2 回：平成 31 年 4 月 26 日(金)まで
 - (2) 回答方法
 - 質疑に対する回答は、第 1 回目、第 2 回目とも、全ての回答をメールにて入札参加希望者が指定するアドレスに送信することにより行う。
- 5 入札参加表明書の提出
 - 入札参加表明書を以下により受け付ける。
 - (1) 提出期限
 - 平成 31 年 4 月 9 日(火)午後 3 時までとする。
 - (2) 提出場所
 - 本組合事務局
 - (3) 提出方法
 - 持参にて提出すること。（事前に連絡し持参すること。）
 - (4) 提出書類
 - 提出書類は、下記①から④に掲げる書類とし、提出部数は 2 部とする。

① 様式 1-1 入札参加表明書〔様式集 Word 形式参照〕

注) 提出された入札参加表明書(工事実施体制、参加資格確認申請書及び同添付書類を含む)の 2 部のうち、1 部は受付後返却する。

② 様式 1-2 工事実施体制〔様式集 Word 形式参照〕

③ 様式 1-3 入札参加資格確認申請書〔様式集 Word 形式参照〕

④ 同上添付書類

■会社概要・業務経歴書

■登記簿謄本

■納税証明書(直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税並びに県税に関する納税証明書)(写し)

■建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定に基づく、清掃施設工事に係る特定建設業の許可書(写し)

■建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく、清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書(写し)

■汚泥再生処理センター又はし尿処理施設建設工事(第 3 章 第 1 節 2)(3)に示すもの)の施工実績〔様式 1-4: 様式集 Word 形式参照〕、及び当該工事請負契約書等(写し)

■配置予定技術者の経歴〔様式 1-5: 様式集 Word 形式参照〕、監理技術者(予定)と所属会社との雇用関係を明らかにする書類及び法令による資格者証等(写し)

なお、配置予定技術者は 1 工事につき 3 名以内とする。

6 参加資格の確認(資格審査)

本組合は、提出された入札参加表明書により、入札参加を表明した者が参加資格要件を満足しているかどうかの確認を行い、確認した結果をメール及び書面にて平成 31 年 4 月 12 日(金)までに送付する。

なお、参加資格要件を満足していることが確認された者であっても、工事契約締結までの間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

7 参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格が無いと認められた者は、本組合に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) 理由の説明を求める場合は、書面(様式自由)より行うものとし、平成 31 年 4 月 19 日(金)午後 3 時まで、本組合に提出すること。提出方法は、持参または郵送とし、郵送した場合は到着予定を電話にて連絡すること。

説明を求めた者に対する回答は、平成 31 年 4 月 26 日(金)までに書面により行う。

8 参考資料の閲覧

参考資料の閲覧を希望する者は、様式 2-1〔様式集 Word 形式参照〕により事前の申込みを行うとともに、様式 2-2〔様式集 Word 形式参照〕の誓約書を提出すること。

(1) 閲覧に供する参考資料

① 平成 30・31 年度 (仮称) 杵島地域汚泥再生処理センター整備に伴う調査、計画、設計業設計業務委託 (生活環境影響調査報告書)

- ② 平成 30・31 年度 (仮称) 杵島地域汚泥再生処理センター整備に伴う調査、計画、設計業設計業務委託 (測量調査報告書)
- ③ 平成 30・31 年度 (仮称) 杵島地域汚泥再生処理センター整備に伴う調査、計画、設計業設計業務委託 (地質調査報告書)

(2) 閲覧申込の受付期間

平成 31 年 4 月 15 日(月)午前 9 時から平成 31 年 4 月 16 日(火)の午後 3 時までとする。

(3) 申込書類の提出先と提出方法

① 提出先

本組合事務局

② 提出方法

■様式 2-1 参考資料閲覧申込書

必要事項を記入し、ファックスまたはメールで送信し、電話にて到着確認をすること。

■様式 2-2 参考資料閲覧に係る誓約書

必要事項を記入し、郵送又は持参により提出すること。提出方法については、あらかじめ上記の提出先まで電話にて連絡すること。なお、持参にて提出する場合の受付は現場確認当日でも可とする。

(4) 閲覧期間

平成 31 年 4 月 17 日(水)から平成 31 年 4 月 19 日(金)までの、午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(5) 閲覧にあたっての留意事項

- ① 参考資料の閲覧を行う時間は、1 社あたり、午前または午後を 1 単位とし、1 単位までとする。なお、申込状況によっては、本組合にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。
- ② 閲覧に供する参考資料の貸し出しは、原則として行わない。
- ③ 参考資料の閲覧にあたっては、閲覧する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本組合の求めに応じてこれを提示すること。

9 工事場所の確認(現場確認)

現場確認を希望する者は、様式 2-3 [様式集 Word 形式参照] により事前の申込みを行うとともに、様式 2-4 [様式集 Word 形式参照] の誓約書を提出すること。

(1) 現場確認申込の受付期間

平成 31 年 4 月 15 日(月)午前 9 時から平成 31 年 4 月 16 日(火)の午後 3 時までとする。

(2) 申込書類の提出先と提出方法

① 提出先

本組合事務局

② 提出方法

■様式 2-3 現場確認申込書

必要事項を記入し、FAX または E-mail で送信し、電話にて到着確認をする

こと。

■様式 2-4 現場確認に係る誓約書

必要事項を記入し、郵送又は持参により提出すること。提出方法については、あらかじめ上記の提出先まで電話にて連絡すること。なお、持参にて提出する場合の受付は現場確認当日でも可とする。

(3) 現場確認の期間

平成 31 年 4 月 17 日(水)から平成 31 年 4 月 19 日(金)までの、午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(4) 現場確認にあたっての留意事項

- ① 現場確認を行う時間は、1 社あたり 1 単位までとする。なお、申込状況によっては、本組合にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。
- ② 現場確認にあたっては、確認する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本組合の求めに応じてこれを提示すること。

10 技術提案書

入札参加者は、以下に従い技術提案書を提出すること。

(1) 提出期限

平成 31 年 5 月 31 日(金) 午後 3 時まで

(2) 提出場所

本組合事務局

(3) 提出方法

技術提案書は持参にて提出すること。

(4) 技術提案書の作成

技術提案書は、以下に示す様式に従い作成するものとし、提出部数は正 1 部(企業名がわかるもの)、副 12 部(入札参加資格確認結果通知書に記載されている指定の名称を記入すること)とする。また、紙製本(製本スタイルはチューブファイルとし、書類は①、②の順に綴じること。なお、別途下記(5)の⑤技術審査用提案書を提出すること。)に合わせて、正の電子データ(CD-ROM 2 式)も提出すること。

- ① 技術提案書類提出書〔様式 3-1：様式集 Word 形式及び Excel 形式参照〕
- ② 技術提案書〔様式 5-9：様式集 Word 形式及び Excel 形式参照〕

(5) 技術提案書の構成

技術提案書として提出する書類及び様式を以下に示す。

① 設計仕様書

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 設計仕様書表紙 | [様式 5-1：様式集 Word 形式参照] |
| ・総則 | [様式 5-2：様式集 Word 形式参照] |
| ・計画に関する基本的事項 | [様式 5-3：様式集 Word 形式参照] |
| ・処理設備仕様 | [様式 5-4：様式集 Word 形式参照] |
| ・電気・計装設備仕様 | [様式 5-5：様式集 Word 形式参照] |
| ・土木・建築工事仕様 | [様式 5-6：様式集 Word 形式参照] |
| ・その他設備仕様 | [様式 5-7：様式集 Word 形式参照] |
| ・水槽・機器リスト及び主要機器メーカーリスト | |

- ・リスク分担 [様式 5-8 : 様式集 Word 形式参照]
- ② 設計計算書 [様式 5-9 : 様式集 Word 形式参照]
- 設計計算書表紙 [様式 6-1 : 様式集 Word 形式参照]
- ・設計条件 [様式 6-2 : 様式集 Word 形式参照]
- ・水量収支及び汚泥量収支 [様式 6-3 : 様式集 Word 形式参照]
- ・工程別水質及び除去率 [様式 6-4 : 様式集 Word 形式参照]
- ・各設備必要容量・能力・数量等計算書 [様式 6-5 : 様式集 Word 形式参照]
- ③ 図面
- 図面表紙 [様式 7-1 : 様式集 Word 形式参照]
- ・全体配置図 [様式任意]
- ・動線計画図 [様式任意]
- ・フローシート [様式任意]
- ・水位高低図 [様式任意]
- ・主要機器配置図 [様式任意]
- (各階平面図、主要断面図等)
- ・土木建築一般図 [様式任意]
- (各階平面図、断面図、立面図、各室面積及び仕上表、水槽防食仕上表等)
- ・受変電設備単線結線図 [様式任意]
- ・計装フローシート [様式任意]
- ・システム系統図 [様式任意]
- ・付帯設備計画図 [様式任意]
- ・工事工程表 [様式任意]
- ④ 施設概要説明書
- 施設概要説明書の表紙 [様式 8-1 : 様式集 Word 形式参照]
- ・施設の概要 [様式任意]
- ・フローシート [様式任意]
- ・水位高低図 [様式任意]
- ・水量及び汚泥量収支、工程別水質及び除去率 [様式 6-3、6-4 : 様式集 Word 形式参照]
- ・全体配置図 [様式任意]
- ・車両動線図 [様式任意]
- ・主要機器配置図 [様式任意]
- ・土木建築図面 [様式任意]
- ・鳥瞰図(A3 カラー) [様式任意]
- ⑤ 技術審査用提案書
- 技術審査用提案書の表紙 [様式 9-1 : 様式集 Word 形式参照]
- ・施設計画に関する事項 [様式任意]

- ・処理性能に関する事項 [様式任意]
- ・一般構造・意匠等に関する事項 [様式任意]
- ・環境保全に関する事項 [様式任意]
- ・運転管理に関する事項 [様式任意]
- ・施設の長寿命化、強靱化に関する事項 [様式任意]
- ・施工に関する事項 [様式任意]
- ・地元企業との協力・連携に関する事項 [様式任意]
- ・維持管理費等に関する事項
 - a 維持管理費 [様式 9-2：様式集 Excel 形式参照]
 - b 点検補修費 [様式 9-3：様式集 Excel 形式参照]
 - c 契約電力算定書 [様式任意]
 - d 電力使用量計算書 [様式任意]
 - e 薬品等使用量計算書 [様式任意]
 - f 工業用水及び上水使用量計算書 [様式任意]

技術提案書は、様式集に従い作成するものとし、用紙サイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。なお、図表等に用いる文字は、その限りではないが、判別可能な大きさとすること。

11 入札

本事業の入札日は、技術審査の合格者に対して、入札執行通知書をもって通知する。

(1) 入札書類

- ① 入札書 [様式 4-1：様式集 Word 形式参照]
- ② 委任状【様式 4-2：様式集 Word 形式参照】*代理人が入札する場合
- ③ 工事費内訳書 [様式 3-4：様式集 Excel 形式参照]

(2) 入札執行日及び場所

入札執行通知書をもって通知する。なお、入札を辞退する場合は、入札辞退届 [様式 4-3：様式集 Word 形式参照] を提出すること。

(3) 工事費内訳書の提出

- ① 工事内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出要請や事情聴取等の追加調査を実施する。

(4) 入札方法等

- ① 技術審査を合格した者は、杵東地区衛生処理場組合契約に関する諸規定をまもり、契約条項を承認のうえ入札すること。
- ② 入札書及び工事費内訳書は封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、工事名、宛先及び入札者名を記入すること。
- ③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- ④ 入札の執行回数は1回とする。
- (5) 入札に参加する応募者が1者である場合の措置
入札に参加する者または入札の結果、有効な入札した者が1者であっても、入札は有効とする。

12 その他

- (1) 本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ③ 著しく信義に反する行為をした場合
 - ④ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ⑤ 規定する書類が提出期限を過ぎて提出された場合
 - ⑥ 技術提案書類の不備・不足が是正されない場合
 - ⑦ その他、杵東地区衛生処理場財務規則、入札説明書類の規定に違反する事項が認められた場合

第4章 建設工事の条件等

第1節 工事提案に関する条件

1 本組合が支払う建設工事費

(1) 建設費の考え方

本組合は、契約に基づき工事請負業者が行う設計及び建設工事に係る費用として、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を支払う。

(2) 提案にあたっての留意事項

入札参加者は、建設費について「循環型社会形成推進交付金」の交付対象内外に区分するほか、様式 3-2 工事費内訳書記載要領に従い工事費内訳書を作成して提出すること。

2 設計・建設に係る提案条件

入札参加者は、以下の提案条件に基づき提案を行うものとする。

(1) 処理対象物は、し尿、浄化槽汚泥及び有機性廃棄物（農業集落排水処理汚泥）とする。

(2) 入札参加者は、技術提案事項について、施設供用開始後も責任あるものとする。

また、維持管理費等に関する事項で提案のあった金額についても、同様とする。

第2節 予測されるリスクの責任分担

1 リスク管理の基本方針

計画施設の設計・建設に係る責任は、原則として請負者が負う。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途請負者と協議の上、本組合が責任を負う。

2 リスク分担

予想されるリスク及び本組合と請負者との責任分担は、原則として別紙「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、建設工事請負契約約款で定める。

第3節 第三者賠償保険への加入

建設工事の請負者は、建設工事保険または組立保険（または類似の機能を有する共済等を含む）及び請負者賠償責任保険（または類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

第4節 工事再委託の禁止

建設工事の請負者は、工事の全部もしくは一部を外部に委託し、または請負わせてはならない。ただし、請負者があらかじめ、書面により工事の一部について外部に委託し、または請負わせることについて、本組合の承諾を得た場合はこの限りでない。

第5章 提出書類の審査と落札者の決定

第1節 総合評価競争入札審査委員会の設置

本組合が計画している汚泥再生処理センター整備事業において、総合評価落札方式による入札を実施するにあたり、中立かつ公平、公正な審査を行うことを目的として、（仮称）杵島地域汚泥再生処理センター整備事業総合評価競争入札審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。なお、審査委員会は非公開とする。

第2節 審査及び落札者の決定

1 提出書類の審査

審査委員会は、入札参加者から提出された技術提案について、落札者決定基準に基づいて総合評価を行い、優秀提案を選定する。

2 落札者の決定

組合長は、審査委員会の審査を経て、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、総合評価点数の最も高い入札参加者を落札者として決定する。また、組合長は、建設工事の請負契約締結後、総合評価結果について、本組合のホームページで公表する。

なお、入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内に、落札者として選定されなかった理由の説明を書面(様式任意)により求めることができる。

第6章 契約の締結

建設工事の落札者との契約は、（仮称）杵島地域汚泥再生処理センター整備事業請負契約書に基づき締結する。

なお、契約時においては、工事期間中の本組合と請負者との役割や責任分担を別紙のリスク分担表を基本として明確化する。

第7章 事務局

入札参加者の募集及び落札者の選定等に係る事務局は次のとおりであり、本入札説明書において本組合とあるのは、全てこれに該当する。

杵東地区衛生処理場組合

〒849-2102 佐賀県杵島郡大町町大字福母 1801 番地

TEL 0952-82-2460

FAX 0952-82-3128

E-mail kitoeisei1@themis.ocn.ne.jp

担当 井上

リスク分担表

段階	リスク	リスクの内容		リスクの責任負担者	
				本組合	請負者
共通	法令変更リスク (税制度含む)	1	建設工事に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
		2	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
	住民対応リスク	3	建設に対する住民運動等に関するもの	○	○
	工事中止・遅延に関するリスク	4	本市の指示等によるもの	○	
		5	本市の債務不履行によるもの	○	
		6	請負者が行う設計・建設に必要な許認可などの遅延によるもの		○
		7	請負者の責による工事中止及び請負者の責任放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力のリスク	8	天災・暴動等による変更・中止等が生じるリスク	○	△
	入札説明書等変更リスク	9	入札説明書、発注仕様書、その他本市が提示した図書等の内容変更・不備など	○	
設計・建設	設計・施工に関するリスク	10	本市の責任による事業内容の変更に起因する要求性能の変更	○	
		11	請負者の責による要求性能の未達		○
	第三者賠償リスク	12	設計・建設において第三者に与えた損害		○
	事故発生のリスク	13	建設時の事故発生		○
	環境保全リスク	14	建設に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合		○
		15	稼働に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合	○	△
施設の引渡し	運転指導リスク	16	運転指導の不備により、本市が適正な運転を行えない		○
	施設の性能確保のリスク	17	施設の引渡し時における要求性能確保に関するもの		○

注) ○:主負担、△:一部負担